

任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第二十号

任用に関する規則の一部を改正する規則

任用に関する規則（昭和二十七年広島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条件付採用と正式採用） 第三十七条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第十二条及び第二十二條の二第七項の規定による条件付採用については、当該条件付採用期間の終了前に任命権者が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において職員採用は、正式のものとなるものとする。</p> <p>（条件付採用期間の延長） 第三十九条（略）</p> <p>2 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「六月間」とあるのは「一月間」と、「九十日」とあるのは「十五日」と、「一年」とあるのは「当該職員の任期」とする。</p> <p>（臨時的任用） 第四十条 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、人事委員会の承認を得て六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。</p> <p>一一三（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（条件付採用と正式採用） 第三十七条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第十二条第一項の規定による条件付採用については、当該条件付採用期間の終了前に任命権者が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において職員採用は、正式のものとなるものとする。</p> <p>（条件付採用期間の延長） 第三十九条（略）</p> <p>（臨時的任用） 第四十条 任命権者は、次の各号に掲げる場合においては、人事委員会の承認を得て六月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。</p> <p>一一三（略）</p> <p>2（略）</p>

附則

この人事委員会規則は、令和二年四月一日から施行する。